令和２年４月10日

**重　要**

会 員 各 位

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会

三　田・丹　波　支　部

支 部 長 　波　田　賢　司

総務委員長 　齋　藤　直　久

**会員の皆様へのお願い**

（緊急事態宣言の発令を受けて）

謹啓

　陽春の候、会員各位におかれましては、益々ご清祥の段、お慶び申し上げます

平素は支部運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当支部においては、今般の緊急事態宣言の発令を受け、以下の通り、新型コロナウイルスの感染拡大防止に最大限の対策を講じることといたします。

つきましては、会員各位にはご面倒をお掛けすることとなり、恐縮至極に存じますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 期間中における支部事務局の執務時間は変更ありません。

午前：午前９時より正午まで

午後：午後１時より午後５時まで

1. 支部との連絡については、出来得る限り電話かメールをご利用いただき、やむを得ない場合を除き、支部事務所へのご来所はお控えください。
2. 以下に該当される方はご来所されませんよう、お願いいたします。
   1. 風邪の症状や３７.５℃以上の発熱が４日以上続いている

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

* 1. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が２日程度続く場合

1. やむを得ず支部事務所へご来所される場合は、マスクの着用および手指の消毒を徹底してください。（マスクを着用されずに来所された場合、応対にお時間を頂戴する場合がございます。）
2. 宅建業免許更新等で来所をご予定の皆様に於かれましては、日常の生活においても不要不急の外出をお控えいただき、十分な感染防止対策を講じていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

当支部会員の皆様におかれましては、艱難の時期に健康に留意して過ごされんことを祈念しております。。

以上